

9. 欠席、遅刻、早退

(1) 欠席について

授業欠席理由	手続き方法
体調不良、就職活動などの理由 (1日～2日授業を休む場合)	必要に応じて各自科目担当教員と連絡をとってください。
病気・怪我などの理由 (1週間以上休む場合)	診断書を添えて欠席届を提出してください。 ※欠席届申請フォームを利用する場合は、後日、診断書を提出してください。
災害、交通事故等やむを得ない理由	欠席届申請フォームまたは担任と事務局に連絡を入れてください。 ※状況によっては公欠となる場合があります。
忌引、学校感染症、実習関係、公共交通機関の遅延等、その他(学長が必要と認めた場合)の理由	公欠(公認欠席)となりますので、「10公欠扱い」記載事項を確認して手続きを行ってください。

※自己都合による欠席(寝坊・アルバイト・家業の手伝い・ボランティア活動・運転免許取得のための自動車学校等)は、原則として欠席連絡は不要です。

※欠席する期間が1ヵ月以上にわたるときは、クラス担任に申し出て休学手続き等の措置をとってください。

※出席回数が3分の2に満たない科目の定期試験は受けられず、単位は認定されません。

(2) 遅刻・早退について

原則として30分以上の遅刻・早退は欠席とします。

また、30分未満の遅刻、早退の合計3回分を欠席1回と換算します。

10. 公欠について

公欠(公認欠席)は、授業に関しては欠席扱いになりますが、試験の受験資格に抵触する場合や、成績評価において、不利にならない等の教育的配慮を行います。

(1) 公欠と認定されるための手順

- ①本学ホームページ上にある「欠席届申請フォーム」を入力する
- ②公欠理由が終了した後、出校した際に、事務局窓口に備付けの「公欠届」を記入し、添付書類(以下の公欠種類を参照)と併せて、事務局で確認印をもらう。
- ③事務局押印済みの公欠届と添付書類を、欠席した科目の担当教員に、公欠届の担当教員欄に押印(サインでも可)してもらう。

④事務局に提出する。

(2) 公欠の種類

①忌引 添付書類：会葬礼状

1 親等（父母等）は7日、2 親等（祖父母、兄弟姉妹等）は3日、3 親等（おじ・おば、甥・姪等）は1日

- a. 忌引申請は、家族や親族が亡くなった当日から、1週間以内に申請する。なお、忌引届の記載申請日が起算日となる。
- b. 忌引日数は連続日とする。
- c. 日曜日、祭日など学校休業日も含む。
(移動日も公欠と認められます。)

②学校感染症（実習も含む） 添付書類：診断書等または治癒証明書

学校保健安全法で定められた感染症に罹患または罹患した疑いがある場合、大学及び短期大学内での感染拡大を予防するため出席停止としています。下記の該当する疾患に罹患した場合は、必ず医療機関を受診の上、診断を確定し、事務局へ連絡してください。登校する場合は、診断書等（診断名、出席停止期間、登校許可月日が明記されていること）または治癒証明書の添付書類を必ず事務局に提出して下さい。

【学校感染症の種類・疾患名】

【第一種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る）

*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症及び新感染症

【第二種】

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

【第三種】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※

※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがある。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

※新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応は、文部科学省からの通達及び栃木県の感染症対策の基本方針等に沿って対応します。

③実習関係 添付書類：教務委員長からの許可書

実習（再実習を含む）およびこれらにともなう指導機関から要請のある事前訪問や事前オリエンテーションなど

④公共交通機関の遅延等 添付書類：遅延証明書等

公共交通機関の遅延等を理由とした授業欠席の場合

⑤その他（学長が必要と認めた場合） 添付書類：理由を証明する書類

真にやむを得ない理由があると学長が判断した場合

上記の理由以外の欠席(就職活動等、各種イベント参加)は、原則として公欠とはなりません。

実費負担になります。